今金町結婚新生活支援補助金交付要綱（町単独支援）

　　　　　　　　　　　　　　　　平成２８年４月　１日今金町要綱第５号

一部改正　平成２９年３月１３日今金町要綱第５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、低所得者の新生活に係る支援を行う事業を支援することにより、地域における移住・定住対策及び少子化対策の強化に資することを目的として、婚姻している世帯に対して、住居費の一部を助成するものとし、その助成について、今金町補助金等交付規則（昭和５３年今金町規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、住居費とは、事業開始日から事業終了日までの間に婚姻している世帯が新たに住居を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

（助成対象世帯）

第３条　助成金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

（１）下記により算出した世帯の所得が３４０万円未満であるもの。

　（世帯の所得の算出方法）

所得証明書をもとに、平成２７年１月１日から１２月３１日までの間の夫婦

の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）の場合にあっては、

記載する計算方法により算出した金額とする。

（ア） 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のため

に貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合

所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返

済額を控除した金額

（２） 対象となる住居が今金町内にあること。

（３） 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

（４） 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

（助成金の額等）

第４条　助成金の額は、住居費を対象とし、１世帯当たり２４万円を上限とす

る。

２ 前項に規定する助成金の額に１,０００円未満の端数があるときは、切り捨て

るものとする。

３ 助成期間は、助成金の交付を初めて申請した日から平成３０年３月３１日ま

でとする。

４ 前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、今金町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１） 所得証明書

（２） 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

（３） 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書

（４） 住宅手当支給証明書（別記様式第２号）

（５） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、今金町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第６条　前条第３項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに今金町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第４号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２ 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、今金町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第５号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第７条 助成対象者は、前条第２項の通知書を受けた場合は、速やかに今金町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（２） 助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（３） この要綱に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第９条　助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第１０条　町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２ 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。